

平成27年第1回大山町教育委員会

招集年月日 平成27年1月27日(火) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 2階 第1会議室

出席委員

1番	湊谷紀子	2番	林原浩子	3番	金田吉人
4番	小原康正	5番	山根 浩	6番	伊澤百子

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第1号 指定学校の変更について

日程第 4 議案第2号 区域外就学について

日程第 5 議案第3号 平成26年度準要保護児童生徒の認定等について

日程第 6 議案第4号 大山町通級指導教室児童、生徒に対する通学援助費交付要綱の制定について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成27年 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
12月 24日	水	大山町学校給食調理業務委託公募型プロポーザル、第4回大山町子ども子育て会議
26日	金	大掃除、仕事納め式
1月 3日	土	平成27年大山町成人式（保健福祉センターなわ）
5日	月	仕事始め式、管理職会議
6日	火	六長合同会議、西部地区人権・同和教育振興会議懇談会（西部総合事務所）
7日	水	県子育て応援課来庁
9日	金	永井萱里庵先生からの茶碗寄贈式、西部町村教育委員会連絡協議会合同研修会（弓ヶ浜荘）
10日	土	室井画伯を囲む会（弓ヶ浜荘）
11日	日	大山町初区長会（保健福祉センターなわ）
14日	水	西伯郡校長ヒアリング（南部町天萬庁舎）、スカイマーク応援団発会式（大山レークホテル）
15日	木	県教育委員会人権教育課来庁、県教育委員会社会教育課来庁
16日	金	名和小中PTA・青少年育成大山町民会議共催講演会（名和小）
17日	土	西伯郡中学校教育を語る会（米子市）
19日	月	第5回大山町子ども子育て会議
20日	火	大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会
21日	水	西部町村教育行政広域連携推進事業視察研修（～22日：沖縄県）
27日	火	定例教育委員会、人材育成交流事業嘉手納町来訪団来町（～30日）

今 後 の 予 定

月 日	曜日	件 名
1月 28日	水	嘉手納町来訪団歓迎会（18:30～：弓ヶ浜荘）
30日	金	嘉手納町来訪団出発式
31日	土	男女共同参画講座（13:30～：保健福祉センターなわ）

※ 2月 1日（日） 第10回大山町生涯学習大会兼第8回本のあるまちづくり大会
（10:00～16:00 福祉センターなかやま、図書館本館、生活想像館）

議案第1号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第8条の規定により、指定学校を変更するものとする。

平成27年 1月27日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 1月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 指定学校変更の申立て11件（詳細別紙） 認定件数 件

議案第2号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

平成27年 1月27日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 1月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 区域外就学の申立て 11件（詳細別紙） 認定件数 件

議案第 3 号

平成 26 年度 準要保護児童生徒の認定等について

平成 26 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 27 年 1 月 27 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成 27 年 1 月 日 議 決

大山町教育委員会教育委員長 伊 澤 百子

1. 平成 26 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 1 名 (詳細別紙) 認定児童生徒数 名

議案第4号

大山町通級指導教室児童、生徒に対する通学援助費交付要綱の制定について

大山町通級指導教室児童、生徒に対する通学援助費交付要綱を次のように定める。

平成27年 1月27日 提出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成27年 1月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊 澤 百 子

大山町通級指導教室児童、生徒に対する通学援助費交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、大山町立の小学校又は中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童又は生徒のうち、児童又は生徒の通学する学校から通級指導教室が設置されている学校に通学するものについて、通学に要する交通費（以下「通学費」という。）の一部を援助し、もって保護者の負担の軽減を図ることを目的とする。

（通学距離）

第2条 この要綱において「通学距離」とは、児童又は生徒の通学する学校から通級指導教室が設置されている学校までの往復の距離をいう。

（交付対象者）

第3条 通学援助費の交付対象者は、通級指導教室に通う児童又は生徒の保護者とする。

（支給対象日）

第4条 通学援助費は、年間を通じて通級指導教室に通学した日（以下「支給対象日」という。）について交付するものとする。

（通学援助費の額）

第5条 通学費補助金の額は、通学距離に20円を乗じて得た額に、支給対象日の日数を乗じて得た額を超えない範囲内で教育委員会が定める額とする。

(交付申請及び認否の決定等)

第6条 通学援助費の交付を受けようとする者は、年度ごとに交付申請書(様式第1号)に所得課税証明書等必要書類を添付し、学校長を通じて教育長に申請する。

2 前項の申請があったときは、内容を審査し、通学援助費の交付を決定したときは、学校長を経て申請者に交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 前項の決定については、学校長の意見を求めるとともに必要に応じ民生委員、児童委員又は福祉事務所長に意見を求めることができるものとする。

(認定の取消)

第7条 年度中途において、給付を受けている児童生徒又は保護者が次に掲げるいずれかに該当したときは認定を取り消すものとする。

(1) 保護者が給付を辞退したとき。

(2) 児童生徒が死亡したとき。

(3) 大山町外に転出し、大山町立小学校及び中学校以外に転校したとき。

(4) 虚偽の申請により給付を受けていることが判明したとき。

(5) その他教育委員会が給付の停止を必要と認めたとき。

2 前項第4号に規定する場合にあっては、既に給付を受けた援助費の全部もしくは一部の返却を命ずることができるものとする。

(交付方法)

第8条 給付の決定をした援助費については、学期ごとに保護者に給付するものとする。

(学校長の代理受領)

第9条 学校長は保護者からの委任状の提出があったときは、代理受領できるものとする。

(書類の整備)

第10条 学校長は、児童生徒に係る通学援助費個人支給明細書等給付に係る関係書類を整備し、常に給付の状況を把握しなければならない。

2 学校長は、当該年度に係る給付事務終了後、通学援助費個人明細書を教育委員会に提出し、その確認を受けなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、通学援助費の交付に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1. この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

2. 大山町通級指導教室児童、生徒に対する通学費補助金交付要綱(平成26年大山町教委訓令第2号)はこの要綱の公布の日をもって廃止する。

年 月 日

大山町長 様

申請者 (保護者)

住 所

氏 名

電話番号

印

大山町通級指導教室児童、生徒通学援助費交付申請書

大山町通級指導教室児童、生徒に対する通学援助費交付要綱第6条第1項の規定により、通学援助費の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

児 童 生 徒 名	
生 年 月 日	年 月 日
学 校 名 ・ 学 年	学校 第 学年
通 学 距 離 (往復の距離)	大山町立 学校 から 大山町立 学校の間 km
期 間 及 び 日 数	年 月 から 年 月分 日

保護者の申請のとおりであることを証明します。

年 月 日

大山町立

学校

校長

印

大教委学第 号
年 月 日

様

大山町教育委員会

大山町通級指導教室児童、生徒通学援助費交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった大山町通級指導教室児童、生徒に対する通学援助費については、
大山町通級指導教室児童、生徒に対する通学援助費交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

学 校 名 ・ 学 年	学 校 年
氏 名	
交 付 内 訳	実 費 (児童の小学校から 学校までの往復の距離) × 20円 × 出席日数 ※ 1学期ごとに支給

※支給予定月 月・ 月・ 月